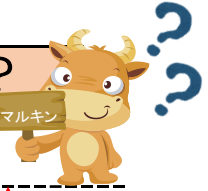


「肉用牛肥育経営安定交付金制度」

(第3業務対象年間：令和7年4月1日～令和10年3月31日)



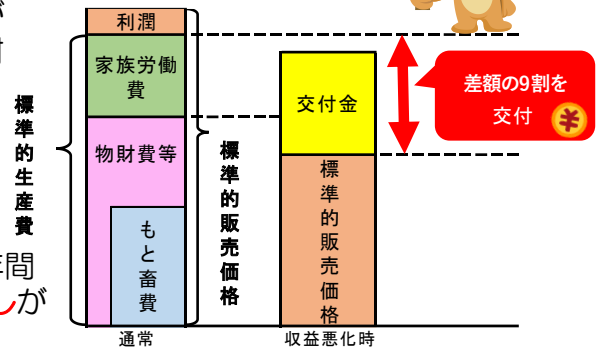
1 肉用牛肥育経営安定交付金制度（牛マルキン制度）とは？

牛マルキン制度とは、「畜産経営の安定に関する法律」に基づき、肉用牛1頭当たりの「標準的販売価格」が「標準的生産費」を下回った場合、肉用牛生産者に対してその**差額の9割を交付金として支給**することで、経営に及ぼす影響を緩和することを目的とした制度です。

交付金の財源は、**3/4が国**からの補助金、**1/4が生産者負担金**の積立基金となっています。
3年間を1期間（業務対象年間）とし、業務対象年間終了時、納付した負担金に残額がある場合、**無事戻し**があります。

交付単価は、毎月品種ごとに独立行政法人農畜産業振興機構が算定します

◆対象品種：肉専用種、交雑種、乳用種



2 牛マルキンの加入要件は？

- ・肉用牛を販売する目的で、肉用牛の肥育を業として行っていること
 - ・業務対象年間ごとに機構へ「要件審査申請書」を提出し、承認を受けること
- ※新規参入者以外は途中加入できません！

3 令和8年度 生産者負担金単価は？（宮崎県）

品種	請求月齢	肉用牛1頭当たりの負担金単価	負担金内訳	
			生産者	宮崎県（助成）
肉専用種	満25か月齢	11,000円	9,900円	1,100円
交雑種	満22か月齢	18,000円	17,600円	400円
乳用種	満18か月齢	19,000円	18,400円	600円

※負担金単価は、毎年度、機構が定めます。

※負担金徴収時に、1頭当たり500円の事務手数料を徴収します。

4 個体登録の要件は？（登録）

- ・登録申込は**生後6か月から14か月に達する日**までに行うこと
- ・登録生産者の所有牛である**証拠書類（購入伝票等）**があること
(外部導入の場合、登録の確定にはトレサへの**転入報告**が必要です。)

5 交付金交付対象牛の要件は？（販売）

- ・生後**17か月に達するまで**肥育されていること
- ・**8か月以上継続した期間**、宮崎県内で肥育されていること
- ・生産者負担金が納付されていること
- ・販売があった**翌月15日までに**販売報告を申請していること
(販売の確定には、トレサの**転出報告**が必要です。)
- ・販売の証拠書類があること（販売伝票等）

登録・販売・異動届は速やかに提出し、**生産者・委託先・畜産協会**で申込内容の確認を行いましょう！

6 交付対象とならない牛は？（異動）

- ・全廃棄牛（**枝肉0円**）、**現金**で売買した牛（**必ず金融機関を通すこと**）
 - ・繁殖雌牛（**種付け含む**）、種雄牛、搾乳牛、妊娠牛
- ※繁殖供用牛で交付金を受け取った場合、返還となります。

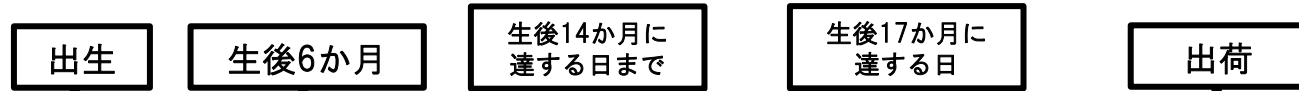


7 その他

- ・生産者登録内容に変更（代表者の変更、法人化、経営継承、農場追加等）があった場合、速やかに登録内容の変更届を提出してください。



～登録申込から交付金交付までの流れとポイント～



8か月以上継続した期間、宮崎県内で肥育

肉専用種

交雑種

乳用種

注意
登録申込
生後6か月～14か月に達する日までに申込
現金で取引した牛の登録申込はできません。必ず金融機関を通じた取引を！

注意
個体登録日
生後17か月に達する日
申請時期によっては、登録内容の変更が認められない場合があります。

(請求月齢)
満25か月齢

(請求月齢)
満22か月齢

(請求月齢)
満18か月齢

注意
販売報告
販売月の翌月15日までに報告
全廃棄牛、現金取引牛、繁殖供用牛は報告対象となりません。

交付金交付
交付金の交付がある場合、
販売月の2か月後に交付

生産者・委託先・協会
で申込内容の
確認を行い
ましょう！

●登録生産者について
代表者の変更、法人化、経営継承、農場追加等、登録内容の変更があった場合は、速やかに**変更手続き**をしてください！！

●個体登録について
登録生産者の所有牛である証拠書類（購入伝票等）が必要です。また外部導入の場合、登録の確定には、トレサへの**転入**報告が必要です。

●販売報告について
販売報告がないと交付対象になりません。※報告もれがないか確認してください。
販売の確定には、トレサへの**転出**報告が必要です。

●異動報告について
個体登録した肥育牛が死亡及び繁殖へ用途変更した等の場合は、速やかに報告してください。
※**異動報告**がないと、生産者負担金の請求が発生します！！